

# 介護保険負担限度額認定申請書

年 月 日

市川市長

介護保険法施行規則第83条の5各号に掲げる者に該当するため、次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費(滞在費)に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ			被保険者番号				
被保険者氏名			個人番号				
生年月日	明・大・昭	年 月 日	性別	男・女			
住所	連絡先						
入所(院)した介護保険施設の所在地及び名称(※)	連絡先						
入所(院)年月日(※)	昭・平・令	年 月 日	(※)介護保険施設に入所(院)していない場合及びショートステイを利用している場合は、記入不要です。				

配偶者の有無	有 ・ 無	左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。					
配偶者に関する事項	フリガナ						
	氏名						
	生年月日	明・大・昭	年 月 日	個人番号			
	住所	連絡先					
	本年1月1日現在の住所(現住所と異なる場合)						
課税状況	市町村民税		課税	・	非課税		

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/>	生活保護受給者/市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者					
	<input type="checkbox"/>	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金※・障害年金】その他の厚生(受給している年金に〇して下さい)労働大臣が定める年金の収入額の合計額が年額80万円以下です。 ※ 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。					受給している全ての年金の保険者に〇してください。  日本年金機構 地方公務員共済 国家公務員共済 私学共済
	<input type="checkbox"/>	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金※・障害年金】その他の厚生(受給している年金に〇して下さい)労働大臣が定める年金の収入額の合計額が年額80万円を超えます。					
預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/>	預貯金、有価証券等の金額の合計が1000万円(夫婦は2000万円)以下です。 ※預貯金、有価証券にかかる通帳等の写しは別添のとおり					
	預貯金額	円	有価証券(評価概算額)	円	その他(現金・負債を含む)	( )※	円
※内容を記入して下さい							

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名	連絡先(自宅・勤務先)
申請者住所	本人との関係

注意事項

- この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

市使用欄	被保険者	配偶者	収入	預貯金	申請者	同意書	添付書類

裏面の同意書も必ずお読みいただき、記入及び押印をお願いいたします。

(裏面)

(重要) 下記の同意書欄を必ずご記入の上、通帳のコピー等添付書類と併せご提出くださいますようお願いいたします。

### 同意書

市川市長

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関（以下「銀行等」という。）に私及び私の配偶者（内縁関係の者を含む。以下同じ。）の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、市川市長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

令和 年 月 日

<本人> 住所

氏名

印

<配偶者> 住所

氏名

印

#### 【申請書と併せて提出が必要な書類】

- 預貯金等の資産状況を確認する書類（下表参照）※配偶者がいる場合は、配偶者の分も必要です
- （配偶者の住民票が市川市にない場合）配偶者の非課税証明書

※ 以下の資産がある場合、申請書にご記入いただき、必要書類を添付してご提出ください。

いずれも、名義人が確認できるページと直近の残高などが確認できるページが必要です。

「預貯金等」に含まれるもの	添付が必要な書類
預貯金	通帳の写し(インターネットバンクの場合口座残高ページの写し)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積み立て購入を含む)など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
タンス預金(現金)	自己申告
負債 預貯金等の額と相殺。ただし、 <u>営む事業に関する負債は除く</u>	借用証書(貸付額、返済期日等が記載され、署名、捺印がある金銭消費貸借契約書などの負債額を確認できる書面)

【提出・問合せ先】〒272-8501 市川市南八幡2-20-2 市川市役所(2階)

介護福祉課 資格給付グループ 電話 047-712-8541